

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 8月 5日
契約業者名	メディアエムジー (株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区堂島2-2-2
業務の名称	高速道路料金等に関する広報業務
業務場所	阪神高速道路株式会社の指定する場所
業務種別	役務提供等
業務概要	令和3年8月4日国土幹線道路部会(中間答申)を踏まえて、高速道路をご利用のお客さまをはじめ、各ステークホルダーに高速道路料金制度を十分に認知・理解していただくことを目的とした広報を行うもの。
業務期間(自)	令和 6年 1月 17日
業務期間(至)	令和 6年 9月 30日
契約金額	179,999,864 円
変更金額	60,241,572 円 増
変更後の契約金額	240,241,436 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

高速道路料金等に関する広報業務 第1回変更理由書

本業務について、関係機関等との協議状況も踏まえて、十分な周知期間を設けるとともに、効果的な方法で広く周知を図ることを強く求められていることから、より丁寧にかつ広範囲のお客さまに認知・理解いただくことを目的に広報媒体の追加等を行うこととなった。

また、併せてその他項目の精査等を行い、一部項目の追加及び変更を行う必要が生じたため、変更契約を行うものである。

<追加項目>

- ◆テレビCM
- ◆特定区間チラシ（名神西宮～芦屋出口）
- ◆乗継割引案内チラシ（大和川線・堺線乗継割引）
- ◆自動収受機（M I C）用広報マグネットシート

<変更項目>

- ◆ラジオCM
 - ◆交通広告
 - ◆インターネット動画広告
 - ◆インターネットバナー等
 - ◆リーフレット
 - ◆ポスター
 - ◆阪神高速料金ガイド・料金距離表
 - ◆コーポレート事業者用案内チラシ
 - ◆その他の広報媒体
 - ◆アンケート
- ※その他仕様書上の軽微な修正等

高速道路料金等に関する広報業務 第1回変更理由書
(変更契約金額が当初契約金額の3割を超過する理由について)

	金額(税込)	工期
当初契約	179,999,864円	2024.1.17~2024.9.30
第1回変更契約	240,241,436円	2024.1.17~2024.9.30

約33%の増額

業務目的

本業務は、令和3年8月4日国土幹線道路部会(中間答申)を踏まえて、高速道路をご利用のお客さまをはじめ、各ステークホルダーに高速道路料金制度を十分に認知・理解していただくことを目的とした広報を行うものである。

【第1回変更契約で追加する業務】

4-1-5 インターネット動画広告【変更】 約600万円増額↑

- ・制作動画の仕様変更(90秒程度→400秒程度)
- ・制作動画の追加(480秒程度)

4-1-8 リーフレット【変更】 約200万円増額↑

- ・印刷部数の仕様変更(40万部→60万部)
- ・配送箇所の仕様変更(500箇所→1,223箇所)

4-1-10 阪神高速料金ガイド・料金距離表 約300万円増額↑

- ・制作種類の仕様変更
- ・印刷部数の仕様変更(5千部→6万部)
- ・配送箇所の仕様変更(30箇所→1,198箇所)

4-1-16 テレビCM【追加】 約4500万円増額↑

- ・合計739(P+C7)以上
- ・近畿圏の在阪5局(毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、テレビ大阪)

【増額理由】

関係機関等との協議状況も踏まえて、十分な周知期間を設けるとともに、効果的な方法で広く周知を図ることを強く求められていることから、より丁寧にかつ広範囲のお客さまに認知・理解いただくことを目的に広報媒体の追加等を行うものである。

また、併せてその他項目の精査等を行い、一部項目の追加及び変更を行うものである。

【変更契約金額が当初契約金額の3割を超過する理由について】

変更契約金額が当初契約金額の3割を超過した理由は、主に「テレビCM」を追加したこ

<参考：補足資料>

とによるものである。

テレビ CM の仕様検討にあたっては、類似業務（リニューアル工事広報等）の実績等に加えて、本業務の社会的影響も考慮して相応の出稿が求められる。

また、お客さまの混乱を避けるためにも他の広報媒体と統一的なデザイン・内容で周知することが望ましく、本業務で一体的に速やかに実施することが最適であると判断し、本業務に追加することとする。

以 上